

議案第 131 号 参考資料

- 川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案新旧対照表  
 ○ 川口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 72 号）（第 1 条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則 1～6（略） （小規模保育事業所 A 型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）</p> <p>7 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第 29 条第 2 項各号又は第 44 条第 2 項各号に定める数の合計数が 1 となる時は、第 29 条第 2 項又は第 44 条第 2 項に規定する保育士の数は 1 人以上とすることができる。ただし、配置される保育士の数が 1 人となる時は、当該保育士に加えて、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。</p> <p>8 前項の事情に鑑み、当分の間、第 29 条第 2 項又は第 44 条第 2 項に規定する保育士の数の算定に当たっては、幼稚園若しくは小学校の教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 4 条第 2 項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。</p> <p>9 附則第 7 項の事情に鑑み、当分の間、1 日につき 8 時間を超えて開所する小規模保育事業所 A 型又は保育所型事業所内保育事業所（以下この項において「小規模保育事業所 A 型等」という。）において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該小規模保育事業所 A 型等に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第 29 条第 2 項又は第 44 条第 2 項に規定する保育士の数の算定に当たっては、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。</p>	<p>附 則 1～6（略）</p>

10 前2項の規定を適用するときは、第29条第2項又は第44条第2項の規定により算定される保育士の数(前2項の規定の適用がないものとした場合に算定されるものをいう。)の3分の2以上の保育士(法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第29条第3項若しくは第44条第3項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。)を置かなければならない。

○ 川口市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第58号）（第2条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>1～3 （略）</p> <p><u>（保育所の職員配置に係る特例）</u></p> <p>4 （略）</p> <p>5 <u>保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園又は法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第35条第2項ただし書の規定を適用しないことができる。この場合において、同項本文の規定により必要となる保育士の数が1となる時は、当該保育士に加えて、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。</u></p> <p>6 <u>前項の事情に鑑み、当分の間、第35条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園若しくは小学校の教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。</u></p> <p>7 <u>附則第5項の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が当該保育所に係る利用定員の総数に応じ置かなければならない保育士の数を超えるときは、第35条第2項に規定する保育士の数の算定については、市長が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。</u></p> <p>8 <u>前2項の規定を適用するときは、第35条第2項の規定により算定される保育士の数（前2項の規定の適用がないものとした場合に算定されるものをいう。）の3分の2以上の保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、附則第4項又は前2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を置かなければ</u></p>	<p>附 則</p> <p>1～3 （略）</p> <p><u>（保育所の職員配置に係る特例）</u></p> <p>4 （略）</p>

ばならない。

○ 川口市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成29年条例第59号）（第3条関係）

（下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行												
<p>(職員の数等) 第6条 (略) 2 (略) 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2を下ってはならない。</p> <table border="1" data-bbox="730 1169 1120 2072"> <thead> <tr> <th>園児の区分</th> <th>員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考 1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第7号）第4項において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録（以下この号において「登録」という。）を受けたものに限る。）に限り、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）及び保育に直接従事する者の数をいう。</td> <td>2～4 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	園児の区分	員数	(略)		備考 1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第7号）第4項において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録（以下この号において「登録」という。）を受けたものに限る。）に限り、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）及び保育に直接従事する者の数をいう。	2～4 (略)	<p>(職員の数等) 第6条 (略) 2 (略) 3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2を下ってはならない。</p> <table border="1" data-bbox="730 168 1120 1070"> <thead> <tr> <th>園児の区分</th> <th>員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考 1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この号において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録（以下この号において「登録」という。）を受けたものに限る。）に限り、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）及び保育に直接従事する者の数をいう。</td> <td>2～4 (略)</td> </tr> </tbody> </table>	園児の区分	員数	(略)		備考 1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この号において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録（以下この号において「登録」という。）を受けたものに限る。）に限り、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）及び保育に直接従事する者の数をいう。	2～4 (略)
園児の区分	員数												
(略)													
備考 1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第7号）第4項において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録（以下この号において「登録」という。）を受けたものに限る。）に限り、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）及び保育に直接従事する者の数をいう。	2～4 (略)												
園児の区分	員数												
(略)													
備考 1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この号において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録（以下この号において「登録」という。）を受けたものに限る。）に限り、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）及び保育に直接従事する者の数をいう。	2～4 (略)												
<p>4・5 (略)</p> <p>附 則 1～5 (略)</p>	<p>4・5 (略)</p> <p>附 則 1～5 (略)</p>												
<p>6 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第6</p>	<p>6 園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第6</p>												

第3項本文の規定により必要となる園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）の数が1となる場合には、当分の間、同項の規定により置かなければならない職員のうち1人は、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者とすることができる。

7 第6条第3項の表備考第1号に規定する者については、当分の間、小学校の教諭の普通免許状を有する者又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。）（以下「小学校教諭等免許状所持者」という。）をもって代えることができる。この場合において、当該小学校教諭等免許状所持者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

8 1日につき8時間を超えて開所する幼保連携型認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第6条第3項の表備考第1号に規定する者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

9 前2項の規定により第6条第3項の表備考第1号に規定する者を小学校教諭等免許状所持者又は市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代える場合においては、当該小学校教諭等免許状所持者並びに市長が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

- 川口市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年条例第20号）（第4条関係）  
 （下線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則            （施行期日）</p> <p>1 <u>（略）</u></p> <p>2 <u>園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、第5条第3項本文の規定により認定こども園に置かなければならない園児の教育及び保育に直接従事する職員（以下「職員」という。）の数が1となる場合には、当分の間、第6条第1項、第2項及び第4項の規定にかかわらず、第5条第3項の規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち1人は、市長が幼稚園の教諭の普通免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者とすることができる。</u></p> <p>3 <u>第6条第1項及び第4項に規定する保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園若しくは小学校の教諭の普通免許状を有する者又は養護教諭の普通免許状を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第6項において同じ。）をもって代えることができる。</u></p> <p>4 <u>第6条第2項に規定する幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士の資格を有する者（同項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、幼稚園の教諭の普通免許状を有する者又は保育士の資格を有する者。次項及び附則第6項において同じ。）については、当分の間、小学校の教諭の普通免許状を有する者又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。</u></p> <p>5 <u>1日につき8時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて</u></p>	<p>附 則            （略）</p>

必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における第6条第1項及び第4項に規定する保育士の資格を有する者並びに同条第2項に規定する幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士の資格を有する者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、市長が幼稚園の教諭の普通免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

6 次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に定める者をもって代える場合においては、同欄に定める者の総数は、第5条第3項の規定により認定子ども園に置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

附則第3項	第6条第1項及び第4項に規定する保育士の資格を有する者	幼稚園若しくは小学校の教諭の普通免許状を有する者又は養護教諭の普通免許状を有する者
附則第4項	第6条第2項に規定する幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士の資格を有する者	小学校の教諭の普通免許状を有する者又は養護教諭の普通免許状を有する者
附則第5項	第6条第1項及び第4項に規定する保育士の資格を有する者並びに同条第2項に規定する幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士の資格を有する者	市長が幼稚園の教諭の普通免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者